

信州型事業仕分けについて

総務部行政改革課

【これまでの経過と今後の予定】

日 程	内 容
7月29日	仕分け対象事業の公表 (50事業のうち市町村提案9事業)
7月29日～8月19日	仕分け対象事業について市町村からの意見募集 (11市町村から延べ23件の意見提出) (※) 補助事業、権限移譲に関する事業、その他関係する事業(役割分担等)など市町村に関係のある15事業について実施
9月3日～5日	信州型事業仕分けの実施
10月7日～21日	仕分け結果への県の担当部局の考え方に対する市町村からの意見募集(20市町村から延べ36件の意見提出) (※) 3～22ページのとおり
11月4日	県と市町村との協議の場
12月中旬	H24 予算要求概要の公表 <u>「仕分け結果の予算要求への反映状況及び担当部局の考え方」</u> を公表 (※) 併せてパブリックコメントを実施
平成24年 2月	H24 予算案公表 <u>「仕分け結果への県の対応」</u> を公表

信州型事業仕分け 仕分け結果（市町村に関係のある事業）について

1 仕分け結果が「役割分担見直し(市町村)」となった事業

番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
1	地域景観育成事業	建設部建築指導課	役割分担見直し(市町村)	0	1	0	8	1	6	2

2 仕分け結果が「要改善」となった事業

番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
2-1	消費者相談の充実事業 (①相談事業)	企画部消費生活室	要改善	0	1	1	4	0	9	5
2-2	消費者相談の充実事業 (②基金活用による市町村支援事業)	企画部消費生活室	要改善	0	3	0	3	0	8	6
3	緑化推進事業(県植樹祭)	林務部森林づくり推進課	要改善	2	2	0	6	1	7+1	3
4	ながの子育て家庭優待パ ースポート事業	企画部企画課	要改善	2	1	0	0	1	7	4
5	統合型地理情報システム整 備事業	企画部情報統計課	要改善	1	3	0	2	1	12	1
6	信州観光宣伝事業	観光部観光振興課	要改善	1	3	0	0	0	13	3
7	資源循環システム構築事業	環境部廃棄物対策課	要改善	0	1	1	1	0	20	1

3 仕分け結果が「現行どおり・拡充」となった事業

番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
8	森のエネルギー推進事業	林務部県産材利用推進室	現行どおり・拡充	0	2	2	1	0	7	12
9	通所施設緊急宿泊支援事業	健康福祉部介護支援室	現行どおり・拡充	0	4	3	0	1	6	7
10	社会人権教育振興事業	教育委員会事務局 心の支援室	現行どおり・拡充	0	1	0	4	0	7	9
11	農地法転用許可	農政部農業政策課	現行どおり・拡充	0	3	1	4	0	6	6+1
12	チャイルドライン支援事業	企画部次世代サポート課	現行どおり・拡充	0	1	0	0	0	0	14
13	こどもの権利支援事業	教育委員会事務局 心の支援室	現行どおり・拡充	0	3	0	0	0	2	10
14	総合防災訓練事業	危機管理部 危機管理防災課	現行どおり・拡充	0	0	0	4	0	7	12
15	消防団充実強化支援事業	危機管理部消防課	現行どおり・拡充	0	0	0	1	0	8	14

(※1)「2-1、2-2 消費者相談の充実事業」については、判定を①、②の区分に分けて行った。

(※2) 県民判定人の多数決の結果が同数となった場合は、コーディネーターが1票を投じて仕分け班としての結果を決定
(例:2+1)

仕分け結果への県の担当部局の考え方に対する市町村のご意見について ～ 市町村に関係のある事業 ～

1 仕分け結果が「役割分担見直し(市町村)」となった事業

番号	1	事業名	地域景観育成事業	担当部課名	建設部建築指導課
仕分け結果	役割分担見直し(市町村)				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・景観の基本は県がつくり、活動は市町村で。市町村の特色を出すことにより街が活性化する。 ・活動は市町村が主体的に行い、県は補助的な立場で動く。 ・市町村が手に余る部分のみを県が担う。 ・市町村の行政能力には差があるので、県のバックアップは必要。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の役割の整理が必要。重点を置く取組や市町村に注力すべき。 ・地方が主体となるよう、仕組みづくりの措置に切りかえ、将来は費用を下げていくべき。 ・基本的には市町村が主体。重点地域に対しては県も関与を。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	仕分け結果の方向で市町村と協議	<p>【役割分担見直しを協議】 (地域景観協議会による啓発事業の見直し・経費負担) 現在、地方事務所ごとに行っている地域景観協議会による啓発事業について、市町村との役割分担、経費負担等について協議</p> <p>(自律的な活動推進のための方策) 市町村及び地域住民の自律的な活動を推進するための方策について協議</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村や地域住民団体が実施する事業に対する補助(元気づくり支援金の活用) 			
市町村のご意見 (6市4町2村)	<p>【啓発事業の見直し・経費負担について】 啓発事業については、県も役割分担の中で必要とされることは対応をお願いしたい。また、協議会にて調整しなければいけないこともあるため、今後も調整していただきたい。</p> <p>【自律的な活動推進のための方策】 協議会や各市町村の意見交換の中で活動推進について研究したい。</p>				
	<p>現在は「地域景観協議会」があるので他市町村の状況も把握できている。市町村の特色を生かした景観づくりは必要だが、今後も県に積極的に関与していただきたい。 <u>地域景観協議会は継続願いたい。</u></p>				
	<p>地域景観協議会で実施している啓発事業(絵画コンクール)は、子どもたちの景観意識を醸成するうえでも重要と考えられ、市町村ごとに事業を実施するよりも広域的に実施する方が望ましい。 今回、地方事務所から長野地区における啓発事業の廃止の意向が示されたが、事業仕分けが予算ありきの議論に終始しており、事業仕分けの際に事業の重要性や趣旨を説明したうえでの判断結果なのか疑問である。 景観は時間がかかる事業であり、予算ありき、の議論で処理すべき事柄ではないと考える。</p>				
	<p>啓発事業に関し、景観育成は市町村だけが、或いは県だけが取り組む問題ではないので、地域景観協議会としての形に拘らずとも継続的に県としての取り組みも行って頂きたい。 市町村及び地域住民の自律的な活動を推進するための方策について、先進事例、組織体制、規約等のモデルパターンの提供。またその成果(写真など見てわかるもの)があれば、地域住民の中で締結気運の盛り上がり資するものと思われる。 市町村や地域住民団体が実施する事業に対する補助については、例年の活動費に対しての助成は要望が多いものと思われる。また、大きな事業を計画した際(通常の市町村補助では賅いきれないような)に利用できる制度があれば、活動の幅が広がるものと推量される。</p>				
(次ページへ続く)					

番号	1	事業名	地域景観育成事業	担当部課名	建設部建築指導課
(前ページからの続き)	<p>地方事務所ごとの広域的な啓発事業への費用負担について、必要性に応じて対応したい。</p>				
市町村のご意見 (6市4町2村)	<p>当市は、平成23年11月1日より「景観行政団体」となり市独自の景観行政に取り組んでいる。その中で、当時長野県景観条例で認定された25地区の景観育成住民協定地区は当市の景観条例でも、活動内容や取り組みを尊重し、位置づけを明確にするとともに、支援策も講じている。長野県景観条例の内容は、当市の景観条例においても踏襲するとともに、安曇野をイメージできるような景観計画を作成している。また、平成24年度からは屋外広告物条例の施行を予定している。以上の内容から、<u>県の考え方を尊重していきたい。</u></p>				
	<p>美しく自然豊かな信州の景観を多角的な観点からして守り続けていくためにも住民や開発機関に発信するべく啓発事業は必要不可欠であると考えます。現行の地域景観協議会の啓発事業については地元市町村に役割移譲するよりも、むしろ地域の共通した問題への取り組みとして情報の共有化、活動の統一化を図った方が効果は大きいと考えます。</p> <p>そこで、<u>地域景観協議会のあるべき姿として県と、地域の協同的な活動ができ市町村においても意識を高めるために多少の活動負担を持たせ、啓発事業をはじめとした協議会活動の経費を分担して行えば広域と地域の両極課題に統一した組織で取り組むことが出来るのではないかと考えます。</u></p> <p>また、<u>地域景観協議会が行っている講演会についても、実施機会を年一回にこだわることなく、情勢に応じた有意義なイベントとして開催したり、講演会ばかりでなく情報を交換するパネルディスカッションなど多彩な取り組みへの試みを行うなど活動内容の工夫を図れば有効的となると思えます。</u></p> <p>限界集落の予備地域を抱える辺境自治体ではその地域生活そのものを維持することが深刻な時期を迎えていると言っても過言でなく、自立的な活動を推進する方策も、ただ財政支援をすれば良いという事態を過ぎている感もあり、<u>実態を踏まえた方策を考案することが望まれます。</u></p>				
	<p>啓発事業は個々の市町村ではなく、広域的な景観形成を図るため長野地方事務所管内の市町村で組織する「<u>地域景観協議会</u>」で実施してきたものであり、事業によっては他市町村住民の交流の場、また、子どもたちが景観に関心を寄せる契機ともなっています。</p> <p>個々の市町村での活動は当然必要なことではあるが、<u>広域的観点からの取り組みも重要なことだと考えます。</u></p> <p><u>実際に活動に参加している県民の声も活動を通して聞いていただき、それらの声を反映させて見直し案を提案していただきたいと考えます。</u></p>				
	<p>自律的な活動推進のための方策として、元気づくり支援金の活用が盛り込まれていますが、年々補助制度が集約・縮小されてきている中、必ずしも担保されるものではないと思われれます。</p>				
	<p>「<u>地域景観協議会</u>」については、<u>地域景観等の情報共有や課題解決などの観点からも必要だと考えます。</u></p> <p>現在、当市独自で景観講演会を開催していますので、県との共催は可能であると考えます。</p> <p>市町村や地域団体への補助については、立上げの時も必要ですが、それ以上に、事業を継続していくための補助が必要だと思えます。</p> <p>当市は景観行政団体へ移行し、届出事務の増加など、現時点での新規事業は厳しい状況にあります。特に規模の小さい市町村では、職員が景観事務のみを専任しておらず、他の事務と兼務しており、増加事業の受け入れ体制が整っていないのが実態だと思えます。</p>				
(次ページへ続く)	<p>【地域景観協議会による啓発事業の見直し・経費負担について】</p> <p>景観協議会の啓発事業を現行の地方事務所単位でなく、<u>市町村単位で組織することは、まだ小規模な町村が多い現状では非現実的で、仮にそうなった場合には実効性のないものとなる可能性が高い。</u>また、<u>市町村を界に施策が大きく変わるのも好ましくなく、地域の景観の地域は地方事務所単位と考えるのが妥当で、その組織において、長野県が主体となり、市町村も必要な役割及び経費負担はするべきと考えます。</u></p> <p>【自律的な活動推進のための方法】</p> <p>市町村の自律的な活動を推進することも当然必要ですが、山並みや清流などの良い景観を有する観光県として、<u>従前どおり長野県が主体的に行う活動があってもよい</u>と考えます。</p>				

番号	1	事業名	地域景観育成事業	担当部課名	建設部建築指導課
(前ページからの続き)	<p>【地域景観協議会で実施している啓発事業の廃止について】 県の当該事業の廃止に際し、市単独事業として「講演会・シンポジウム」を開催する計画は現時点ではありません。絵画コンクールについては市における予算計上は厳しい状況にありますが、市単独事業として実施したいと考えます。啓発事業は県全域(広範囲)で行うことに意義があると考えます。</p> <p>【市町村及び地域住民の自律的な活動を推進するための方策について】 ○市町村及び地域住民の自律的な活動をするための方策 まず、地域景観を推進するため、専門知識を身につけた人材を育成するための方策(講習会等)を求めます。そして、地域住民団体へ景観育成の意義・内容の説明をし、また団体からの要望に対し説明ができる専門家の派遣を求めます。 ○市町村や地域住民団体が実施する事業に対する補助 現在のところ補助活用の予定はありません。しかし、本年度から土壁の街として「稲荷山地区」において建築物調査を文化財保護対策事業で始めましたので、建物保存の一環として地区協定がなされますと、補助金の要望もありえます。</p>				
市町村のご意見 (6市4町2村)	<p>地域景観協議会による啓発事業の見直しについて 【啓発事業は原則廃止、講演会等を行う場合は複数の市町村との共催とする】 地域において良好な景観の形成を考える上で、景観に対する固定された概念や明確な数値等がないことから、地域景観に対する認識の共有と周知を行い、施策を実現するまたは施策の方向性を示す重要な事業として啓発事業があると考えます。 当市においても良好な景観の形成のため、景観計画を策定し主体的な取り組みを進めており、今後も更なる取り組みが必要ですが、景観は一つの建物や看板、街区といったポイントのみならず、伊那谷の景観といった面的、広域的な観点からの取り組みも必要となってまいります。県は、全県的な計画策定だけでなく自治体の枠を越えた地域の景観について、それぞれの地域での取り組みを共有化し推進するために地域景観協議会の設置を行っているものと思いますが、設置意義と活用を再確認すべきであり、その上で地域の啓発事業についてどうするかが決定されるものと考えます。 <u>原則廃止される啓発事業において、例外として具体的に示されている共催による景観講演会については、講演会が当市の景観の推進に必要と判断することができれば、景観行政団体として応分の費用負担は行いますが、今後の事業の方向性や役割分担等を説明した上で市町村の理解を得て実施されるべきものと考えます。</u></p> <p>自律的な活動推進のための方策について 【景観形成住民協定の立ち上げ経費に対する市町村補助制度について】 景観形成住民協定は県の条例により認定されているため、県による積極的な制度の推進を望みます。よって、補助は間接ではなく直接補助とすべきであり、市が補助するとすれば別途に自治体の判断において追加的に行うものと考えます。</p> <p>景観育成事業について 当地域にはリニアや三遠南信道路などの大規模な事業があり、一自治体の枠を超えた広域的な取り組みが必要となっています。観光県をうたう上で景観は重要な要素であり、県の積極的な支援を望みます。</p>				

2 仕分け結果が「要改善」となった事業

番号	2-1	事業名	消費者相談の充実事業 (①相談事業)	担当部課名	企画部消費生活室
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村の連携を一層推進することが望ましい。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県と市町村の役割分担を明確にし、県は高度な能力・資質を要する相談に対応すべき。 ・現行のセンター配置を継続しつつ、市町村の相談体制の充実を見ながら将来的には集約化していくべき。 ・県は、土日も含め24時間体制の相談対応をしたらどうか。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (役割分担徹底に向けた県の体制強化) <H24~></p> <p>県センターの専門性を確保し相談機能を強化するため、岡谷支所は松本消費生活センターに統合し、県内4ブロック体制は当面維持。県センターのあり方については、市町村の充実状況を見ながら、引き続き検討。</p> <p>(高度・専門的事案への対応)</p> <p>相談員の研修機会の確保や、苦情処理専門員(弁護士 各センター1名)の配置により、高度で専門的な事案に対応できる体制の整備を図る。</p> <p>(市町村との連携)</p> <p>市町村との緊密な連携により、4センターの、管内市町村に対するバックアップ体制を強化し、市町村で対応困難な事例についての助言やアドバイスを行う。事案によっては県で直接対応するなど、市町村の補完的な役割を果たす。</p> <p>【現行のとおり】 (相談時間)</p> <p>相談内容の緊急性等を勘案し、相談時間は現行どおりとする(平日8:30~17:00)。なお、国民生活センターで実施している土日・祝日相談を周知・広報していく。</p>			
市町村のご意見 (3市2町)	<p>長野県は北海道に次いで、全国で2番目に市町村数が多い県であり、特に村は35村で全国で一番多い。また、地理的にも南北に広い県であるので、<u>4カ所(長野、松本、上田、飯田)の県消費生活センターは存続すべき</u>と考える。</p> <p>土日祝日の相談体制については、国民生活センターの電話相談では接続が難しいと思われるので、県単位で月に数日の土日祝日の相談窓口開設を検討いただきたい。</p>				
	(次ページへ続く)	<p>市町村における独自の相談員の配置は大きな財政負担を伴うことや相談件数の状況から専門職員の配置は難しく、兼務の中での対応となっている。そのため専門的知識を有する相談員の養成もままならず、高度な相談に応じられるレベルに達することができない。</p> <p><u>高度で専門的事案によっては県で直接対応するなど、市町村の補完的な役割を果たすとのことではあるが、相談者の多くを占める高齢者が遠方の消費生活センターまで足を運ぶことは大変な労力を要し、相談を諦めることによる被害の拡大を懸念する。</u></p> <p><u>町でもできる限りの相談に対応していくが、消費者問題が複雑多岐にわたる状況下において、迅速で的確な相談対応のとれる身近な窓口の整備、施策をお願いする。</u></p>			

番号	2-2	事業名	消費者相談の充実事業(②基金活用による市町村支援事業)	担当部課名	企画部消費生活室
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】 ・小規模町村のために広域的対応を望む。 ・広域単位での事業を県に支援してほしい。</p> <p>【仕分け人】 ・市・町村の実情を踏まえて、それぞれの目指すべき相談体制を明確にした上で支援すべき。 ・基金活用は、センター設置または専任相談員配置に取り組む市町村に限定すべき。</p>				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (県の市町村支援に関する基本的な考え方) 相談体制について、平成24年度末までに、市は消費生活センター設置又は専任相談員配置を、町村は相談窓口の充実・レベルアップ、窓口周知等を行うことを目標とし、県としての市町村支援策を次のとおり実施する。 (県の市町村支援策の強化) [継続] ・消費者行政活性化補助金による市町村事業への助成<H21～> ・相談員、相談担当者向け研修事業の充実実施<H21～> ・消費生活相談を担う人材養成事業の実施<H22～> [強化]<H24～> ・基金終了後(H25以降)の市町村の相談体制を見据えて、市町村消費生活相談支援員等を活用したよりきめ細かな支援を実施し、市町村相談窓口の一層の機能強化・レベルアップを推進 (市町村連携による相談窓口の機能強化促進)<H24～> 単独での窓口充実が困難な町村の相談窓口の機能強化を促進するため、広域単位で、市町村を構成員とする検討会を設置。県も参画しながら、市町村間の連携による窓口の共同設置も含め、望ましい相談体制のあり方について検討 (消費者行政活性化補助金の重点配分)<H24～> 消費生活センター・相談窓口の設置拡充、専任相談員配置等の相談窓口機能強化に係る取組に対し、消費者行政活性化補助金を重点的・優先的に配分し、市町村の相談対応力の強化を推進</p>			
市町村のご意見(2市1町)	<p>消費生活に関わる相談内容は、広範囲で複雑化しており、相談を受ける担当者も幅広い知識を身につけないと対応できない。相談窓口の充実・レベルアップについては、正規職員の人事異動や専門相談員の確保を考えると、人口5万人規模の単独自治体では限界がある。同じ生活圏に住む人に格差が生じないようにするには、広域的な相談体制を整えることが必要であるので、県にはその体制づくりの調整役を期待する。</p> <p>また、広域での相談窓口体制が整うまでは、県の消費生活センターは市町村に対するバックアップや困難事例に対する市町村への助言・アドバイスに業務集中するのではなく、これまでどおり市町村が対応困難な事例については、直接相談を引き受けていただきたい。</p>				
	<p>基金終了後、(平成25年度以降)の市町村の相談体制を見据えた消費生活相談支援員等を活用した支援も含めて、幅広い支援を引き続きご検討いただきたい。</p>				
	<p>小規模町村ではセンター設置は困難で、基金の活用も広報活動への利用が主となっている状況です。広報活動については県が広域的に行うこととしたい。</p>				

番号	3	事業名	緑化推進事業	担当部課名	林務部 森林づくり推進課
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・植樹祭を県でやっているの知らなかった。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・開催地の決定から地域の声を反映させる。 ・植樹だけでなく、林業のプロセスを体験、PRできる仕組み。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】</p> <p>(地域、市町村等と連携した取組み)</p> <p>地域の声を反映することは、重要なことであり、市町村、地域の林業関係団体により構成されている実行委員会において、植樹後の管理を含め調整を図り進める。</p> <p>(植樹後の取組み)</p> <p>土地所有者の意向を考慮し地域の森林づくりのモニュメントとして管理できる体制を作る。</p> <p>また、植樹後の下刈・枝打ちなどの保育作業を体験することにより、森林・林業の重要性を理解していただく機会となるよう、実行委員会と調整し取り組む。</p> <p>(PRの充実)</p> <p>ホームページにより植樹祭及び植樹後の状況についてPRする。</p>			
市町村のご意見	(なし)				

番号	4	事業名	ながの子育て家庭優待パスポート 事業	担当部課名	企画部企画課
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現状では利用者のメリットが少ないため、大規模店など協賛企業を増やす努力が必要。 ・子育て家庭、協賛店双方のメリットを定量的に把握されていないので、中途半端。どこまで県が関与すべきか、期間を設定すべき。 ・周囲の子育て家庭で助かっているという声が多々ある。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・改善の必要があると考える。 ・本来であれば税制・社会保障の枠組みで考えるべきものだが、地域の取組としては面白い。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (経済的負担の軽減額の把握) 全容を把握することは困難であり、県職員等を対象に抽出調査を行い、概要を把握する。 (パスポートカード等の印刷)※市町村提案を受けての対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村の印刷経費を下げる観点から、必要に応じ印刷物の一括発注を行う。 ・印刷物が少量の場合、市町村が自ら印刷できるように、印刷物のPDFデータを提供する。 <p>【現行のとおり】 (参加市町村の拡大) 未参加市町村へ個別訪問を行い、参加を促す。 事業開始時(H22.4.1) 15市町村 ⇒ H22年度末 37市町村 ⇒ H23.9.13現在 56市町村 H23年度末までに5町村、H24年度に4町村が参加予定。(計65市町村) (独自実施が5市町村、残る7市町村は未定)</p> <p>(協賛店舗の拡大) 現在も行っているが、県民会議の構成員である経済団体と市町村を通じて協賛を積極的に働きかける。 事業開始時(H22.4.1) 1,283店 ⇒ H22年度末 2,552店 ⇒ H23.9.13現在 3,000店</p>			
市町村のご意見 (2市2村)	<p>①事業の費用対効果をどのように検証されているのか、明らかにされたい。 〈具体的には〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・費用・・・県、市町村、協賛店の事業費の総額及び個々の費用額 ・効果・・・協賛店のサービス利用による金額の協賛店毎の状況と、市町村毎の状況 <p>②検証結果等を踏まえ、福祉的な部門では一概に費用対効果では判断できないが、<u>当事業はどのような状況、位置付けで判断され今後の方向性を決めていくこととなるのか</u>、明らかにされたい。 (未参加市町村からのご意見)</p>				
	(次ページへ続く)	<p>改善して実施を継続(事業開始時の15市町村の1村として参加) 当初は地元商店街の振興・活性化の目的もあったが、経済的効果が見えてきていない状況にある。 → 追跡調査ができず、この事業評価が困難(アンケートによる状況調査のみ) 利用者のニーズは、「5%割引」のような直接的に費用負担が少なくなるような還元されるサービスを求める声があり、このサービスを提供している村内の協賛店を利用する子育て家庭からは高い評価を得ている。 今後については、漸く定着してきた事業でもあり利用者側のマナーの遵守と1年半で3,000店舗が協賛していただき気運も高まってきているので、ホームページ等の公表ばかりではなく、サービス提供側に対してのメリットを明確化し、今後の協賛店舗を募ったらいかがか。</p>			

番号	4	事業名	ながの子育て家庭優待パスポート 事業	担当部課名	企画部企画課
(前ページからの続き)	<p>① これまでの県と市町村の役割分担を維持しながらも、経費節減策については積極的な対応をお願いしたい。</p> <p>② 協賛店舗の拡大や利用者のニーズ把握等については、引き続き県が主体となって実施してほしい。</p>				
市町村のご意見 (2市2村)	<p>【パスポートカード等の印刷】 協賛店舗は、市内のみならず広域的なサービスを提供していただいている点を踏まえ、協賛店舗に関する経費(広報・ポスター・チラシ等)は県で対応することが望ましい。</p> <p>【協賛店舗の拡大】 協賛店舗が自助努力により割引等のサービスを行なっているが、協賛店舗としてのメリットが少ない。税制等何らかの方法で協賛店舗を支援する仕組みがあれば、協賛店舗の拡大につながると思う。さらに、他県との連携により、他県の子育て家庭へのサービス提供ができるようにすること、利用者も他県で利用できるようにすることにより、協賛店舗・利用者双方のメリットが拡大し、協賛店舗の拡大につながるものと思う。</p>				

番号	5	事業名	統合型地理情報システム事業	担当部課名	企画部情報統計課
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】 ・公開用システムの周知を図り、県民がより使いやすいものとなるよう情報の範囲を広げ、内容を精査すること。 ・市町村と連携し、効果的な活用を図ること。</p> <p>【仕分け人】 ・市町村と連携し、効果的な活用を図ること。</p>				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (公開用システムの周知) 県民の利便性向上のため、公開情報の精査とその迅速な更新に努めるとともに、公開用システムの県民周知を図っていく。</p> <p>【現行のとおり】 (市町村との連携) 県と市町村の共同システムの構築・運用は困難な状況。 (県及び多くの市町村では、これまでそれぞれの業務に則した独自のGISを導入してきている。仮に県と市町村で共同システムを構築・運用する場合、市町村の業務に耐えうる精度の基盤地図を、改めて県域にわたって整備し、定期的に更新していく必要がある。これには多額の経費を要する上、構築済みの団体にはシステムの乗り換えが必要となるなど、必ずしもメリットが見出せないと考えられるため。)</p>			
市町村のご意見 (2市)	<p>基本的には県の担当部局の考え方と同意見であり、共同システムの構築運用は困難と考える。また、公開用システムの拡大及び情報提供は、市としても有効と考えるため、積極的をお願いしたい。</p>				
	<p>県の担当部局の考え方で記載されている理由のとおり、当市としても市町村との連携は困難な状況と考えます。</p>				

番号	6	事業名	信州観光宣伝事業	担当部課名	観光部観光振興課
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・配布先の冊子の在庫管理をすべき。 ・財源確保にはスポンサーの数を増やす努力が更に必要。 ・このようなパンフやマガジンがあることを、企業や県民にもっと広めるべき。それによって広告料やロコミで観光客も増える。 ・インターネットとの連携を進めるべき。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・内容をより充実させ、広告財源を更に確保すること。 ・民間の雑誌への掲載の方が効果的。 ・旬の観光情報を提供するため、発行については臨機応変な対応をすること。 ・長野県をPRする絶好の機会である。映画、おひさま等もっとアピールする必要がある。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 <H23~> (適切な在庫管理) 配布先の残部を把握し適切な在庫管理を行うことにより、配布先や部数を調整し、無駄のない効果的な配布に努める。 (内容の充実・アンケートの実施) 読者及び市町村へのアンケートを実施することにより、魅力的な誌面構成を図る。アンケートの実施はインターネットも活用しながら、より多くの意見を募ることとする。 (配布先の開拓・検討) 誘客により結びつくよう、ターゲット層に見合った配布先の新規開拓に努めるとともに、配布方法を工夫する。 (民間雑誌への掲載との比較検証) 民間雑誌への記事掲載と自らの発行とのコストパフォーマンスを比較し、優位性を検証する。 (インターネットとの連携) 「季刊信州」については、インターネット上、見やすい位置からダウンロードできるよう改善する。</p> <p><H24> (広告収入の増) 広告枠を増加し、広告収入の増加を図る。 (発行時期の弾力的運用) シーズンごとの各観光キャンペーンとの連動性を考慮し、発行時期を弾力的に運用する。</p>			
市町村のご意見	(なし)				

番号	7	事業名	資源循環システム構築事業	担当部課名	環境部廃棄物対策課
仕分け結果	要改善				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を削減するため県が先頭に立って行動することは必要。 ・レジ袋について、全店で有料化するという取組を行ったらどうか。 ・「食べ残しを減らそう県民運動」の協力店数をもっと増やすべき。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物を減少させる方法は様々な方法があると思う。 ・県の役割は、市町村の実態把握や全国の成功事例の研究・分析を行い、市町村の取組を推進することである。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (レジ袋有料化への取組み) 「レジ袋削減県民スクラム運動推進事業」については、現在の啓発事業から、有料化事業へと、手法の変更を関係機関と検討し実施。</p> <p>(削減効果分析の実施) 「食べ残しを減らそう県民運動推進事業」については、登録事業者等に協力をいただきながら、削減効果がデータとしてわかるように工夫していく。</p> <p>(実態把握・市町村の取組推進) 市町村や事業者(協力店等)と協力し、県や市町村等の先進的取組について調査データ等を分析し、その結果を提供することにより市町村の取組を推進。</p>			
市町村のご意見(1市)	<p>【レジ袋有料化への取組みについて】</p> <p>レジ袋削減活動については、当市も市民団体の皆さんを中心に取組を推進していますが、平成21年に広域的な取組みが必要とのことから、「千曲川流域レジ袋削減推進協議会」(平成23年10月現在9市3町1村、事業所21店舗、市民団体54団体)が設立され、マイバッグ持参率60%以上を目指し、構成市町村間の連携を図りながら、市民団体の皆さんと取組を進めております。</p> <p>つきましては、県が示されたレジ袋有料化の検討に際し、構成市町村も多いことから、今後当協議会との情報交換を密にさせていただきたくお願いいたします。</p> <p>また、レジ袋の有料化は、市町村単位では、店舗側の協力を得ることは難しく、レジ袋の有料化については県主導で進めていただきたい。</p> <p>※ 今回の意見は、当市を含む幹事市の意見ですので申し添えます。</p>				

3 仕分け結果が「現行どおり・拡充」となった事業

番号	8	事業名	森のエネルギー推進事業	担当部課名	林務部 県産材利用推進室
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・普及に向けてPRを。 ・ニーズの把握をしっかりとすること。 ・温泉施設等への普及を進めて。 ・ペレット及びストーブの値段を下げしてほしい。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・マーケットの拡大を。 ・他部局との連携を図る。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	仕分け結果の方向で実施	<p>【事業内容の拡充】 (普及に向けたPR) ペレットの利用が、地域から産する間伐材の有効利用につながるように、今後もPRを行う。特に9月・10月はPR強調月間と定め、集中的にPRを実施。</p> <p>(ニーズ把握調査の実施) 今後新たな需要先を開拓するための調査を実施し、ニーズの把握を行うとともに、木質バイオマスエネルギーへの切り替えるための需要者の意向を把握。</p> <p>(他部局と連携した需要拡大) ペレットボイラーの普及については、他部局と連携しながら、農業施設、温泉施設など新たな需要者へ働きかけを積極的に行い、ペレットの需要拡大を図る。</p>			
市町村のご意見 (1町)	個人住宅に対して、薪・ペレットストーブ及び木質燃料等の購入に対して補助金制度の創設や木質燃料の供給体制の充実が図られる事業が必要と考えます。				

番号	9	事業名	通所施設緊急宿泊支援事業	担当部課名	健康福祉部 介護支援室
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設に人件費、施設整備費を補助して欲しい。 ・緊急宿泊できる施設を増やすために補助金を使って欲しい。 ・対象施設の条件を補助金でクリアできるようにして欲しい。 ・対象施設の数の拡大が必要。 ・事業者の実態を把握すべきである。 ・国が実施すべきである。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所が負荷に応えられる報酬体系を検討のこと。 ・宅幼老所の利用拡大は必要である。 ・施設側に固定費等補助することを検討のこと。 ・事業が一部の施設に偏らず、全ニーズに応える内容であること。 ・全県的に利用できる体制の構築のため事業所のヒアリングを行うこと。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	現行のとおり実施	<p>【現行のとおり】 (地域定着の推進) 現在、事業を実施していない市町村においても補助事業を活用し、早期に当事業が地域に定着するよう推進。 (緊急宿泊が必要なときにいつでも安心して利用できる体制が整備され介護者の負担軽減が図られるよう、緊急宿泊実施事業所の拡充を図っていく必要があるため。)</p> <p>(市町村等との意見交換) 推進にあたっては、実施主体である市町村や事業者と意見交換しながら進める。 (当事業は、地域福祉総合助成金のメニュー事業であるため、実施事業者の拡大が事業費の拡充につながるものと考えている。)</p> <p>(国の制度との関係) 現在国で実施している「デイサービス利用者の宿泊ニーズ等に関する実態調査」結果における課題や、今後の国の制度としての考え方等が明らかになった段階で、当該事業の抜本的な見直しにも取り組んでまいりたい。</p>			
市町村のご意見 (1市)	<p>現在当市では本事業の実施をしておりません。</p> <p>しかし、平成22年12月に実施した「高齢者等実態調査」において、在宅生活継続に必要な支援として「緊急時のショートステイ利用」を求める意見が一番高く、そのために本事業を含め、施策を構築していく必要があります。</p> <p>事業者が本事業を実施するためには、<u>補助単価、事故への保障、申請用紙など、ある程度全県的に統一されていることが必要</u>と考えます。</p> <p>また、介護保険制度におけるショートステイと類似施策となるため、利用者像の違い、利用に際する負担金についても明確にし、ある程度統一されていることが必要と考えます。</p>				

番号	10	事業名	社会人権教育振興事業	担当部課名	教育委員会事務局 心の支援室
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、 指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県の関わり方について検討が必要。 ・地域リーダーはこれからも継続して育成するべき。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人権問題は大変。必要な予算をきちんと付けてやってほしい。 ・県がすべきことと、NPO法人や人権団体等が役割を担っていく方向性もあるのではないか。 ・地域リーダーが主体的に活動できる環境整備が必要。 				
担当部局 の考え方	対応区分	内容			
	現行のとおり 実施	<p>【現行のとおり】 (研修会・講座内容の充実)</p> <p>より効果のある事業になるよう研修会や講座の内容の充実を行う。 実施にあたっては、NPO法人や人権団体等との連携等や地域リーダーが主体的に活動できるような環境づくりの方策について、人権教育の中立性を確保しつつ、市町村等の意見もお聞きしながら進める。</p>			
市町村 のご意見	(なし)				

番号	11	事業名	農地法許可申請	担当部課名	農政部農業政策課
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・権限移譲するメリットがわからない。 ・県で事務を執行すべき。 ・市町村で事務を執行すべき。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・土地関係の事務が他にもあるので、県で事務を執行すべき。 ・土地関係の事務も含めて、市町村に権限移譲すべき。 ・現行どおりケースバイケースの対応でよい。 				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	現行のとおり実施	<p>【現行のとおり】 (権限移譲を引き続き実施) 引き続き、市町村からの権限移譲要望に基づき、移譲を希望する市町村に対し、権限移譲を行っていく。 (市町村への権限移譲については、地方自治の本旨から好ましい方向と考えるが、市町村の自主性を尊重することも重要であるため。) また、市町村農業委員会に対しても、会議等を通じ、権限移譲について、引き続き説明を行う。</p>			
市町村のご意見	(なし)				

番号	12	事業名	チャイルドライン支援事業	担当部課名	企画部 次世代サポート課
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】 ・子どもにとって良い事業なので、補助金を増額すべき。 ・教育委員会等との連携を密にしていすべき。</p> <p>【仕分け人】 ・子どもの相談チャンネルは多様であった方がよい。 ・補助事業者の選定など、補助金の支出については、検討すべき。</p>				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	現行のとおり実施	<p>【現行のとおり】 (あり方の検討・関係機関との協議) 子どもからの相談の効果的な対応を図るためには、チャイルドラインも含め県内の相談機関や支援機関の連携を深めることが課題。民間のNPO法人が運用するチャイルドラインと、行政機関が運営する各種相談の効果的な連携には課題が多く、そのあり方について関係機関も含めた協議が必要であるため、当面は現行通りとし、県内における総合的な相談体制の整備など、効果的な連携方策について検討していきたい。</p>			
市町村のご意見 (2市)	<p>① 関係市町村としても引き続き可能な範囲での支援を行っていきたいと考えているが、<u>直接的な財政支援に関しては現行どおり県の責任において運営法人側と十分な協議の上で実施していただきたい。</u></p> <p>② <u>また、今後の他の相談機関等との連携の協議に当たっては、チャイルドラインの事業目的・性質について十分な配慮をしながらも、全県的な立場でチャイルドラインの成果が子育て支援、次世代育成支援策に活かすことができるような協議・検討を実施していただきたい。</u>(特に判定人の意見にある教育分野において)</p>				
	<p>【あり方の検討・関係機関との協議】 相談機関が県内の一部地域に偏っていることから、県内における相談体制の整備を図る必要があると考える。また、子どもたちに携帯電話持たせないように働きかけており、公衆電話も少ない状況にある。<u>より多くの子どもたちの声を拾うためには、郵送での受付など、多様な手段を検討すべきである。</u></p>				

番号	13	事業名	こどもの権利支援事業	担当部課名	教育委員会事務局 心の支援室
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、 指摘事項	<p>【県民判定人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・他の関係機関との連携を密にしてほしい。 ・インフォメーションをもっとすべき。 <p>【仕分け人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県として教育雇用福祉などの連携を行い、必要な人に支援が届くスキームを作る必要がある。 ・相談のチャンネルは多いほどよい。 ・受け手の養成が必要。 				
担当部局 の考え方	対応区分	内容			
	現行のとおり 実施	<p>【現行のとおり】 (相談の受け手の資質向上)</p> <p>相談の受け手の育成として、外部の研修会・講座等による資質向上を図る。</p>			
市町村 のご意見 (2市)	<p>子どもに関する悩みを専門的に受け取り、相談に応じていただける機関の一つとして、相談員の育成を図りながら継続実施をお願いしたい。</p>				
	<p>支援が必要な子どもと家族にとって重要な事業であるが、当該事業を知らない当事者・関係者が多い。周知の方法を検討願いたい。また、子どもたちに携帯電話持たせないように働きかけており、公衆電話も少ない状況にある。より多くの子どもたちの声を拾うためには、郵送での受付など、多様な手段を検討すべきである。</p>				

番号	14	事業名	総合防災訓練事業	担当部課名	危機管理部 危機管理防災課
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】 ・訓練の必要性は感じるが、議論された内容の見直しを再検討いただきたい。 ・今後も、県と市町村が協力して行うべき。周辺自治体が一つになってやって欲しい。</p> <p>【仕分け人】 ・毎年の訓練は重要。更に県の有する防災機能の発揮の在り方を考えてほしい。</p>				
担当部局の考え方	対応区分	内容			
	改善して実施	<p>【改善点】 (市町村との役割分担の明確化) 県と市町村との役割分担を明確にするとともに、単独市町村との訓練ではなく、多くの自治体に参加できる訓練内容となるよう検討。</p> <p>(関係機関との連携) 多くの防災関係機関が参加し、様々な連携の在り方を実施・検証できる内容となるよう検討を行う。</p>			
市町村のご意見 (2市)	開催自治体において、会場や職員の人件費を負担することはやむを得ないが、 <u>訓練参加機関が必要とする物品については、基本的に参加機関あるいは県の負担でしていただきたい。</u> (例) 倒壊家屋の制作など				
	1市と県という実施方法も大切だが、より広域的な災害を想定し、例えば地方事務所単位での防災訓練を想定する必要があると考えます。				

番号	15	事業名	消防団充実強化支援事業	担当部課名	危機管理部消防課
仕分け結果	現行どおり・拡充				
主な意見、指摘事項	<p>【県民判定人】 ・企業への支援制度のPRが必要。 ・消防団が活動しやすい環境整備、団員確保のための更なる支援策が必要。</p> <p>【仕分け人】 ・実情にあった支援策など、消防団の更なる充実が必要。</p>				
担当部局 の考え方	対応区分	内容			
	改善して 実施	<p>【改善点】 (市町村支援の検討) 市町村が行う消防団協力事業所表示制度の一層の普及促進のため、県として効果的な支援策について検討。</p> <p>【現行のとおり】 (PRの充実・団員確保の支援) 県の役割として規定されている教養訓練、消防思想の普及宣伝等の充実に努める。 各種調査により課題を抽出し、市町村・消防協会と共有するとともに、市町村が行う団員確保の先進的な取組状況等を県のホームページで紹介するなど、引き続き支援。</p>			
市町村 のご意見 (1市)	<p>【消防団協力事業所表示制度について】 現在、消防団活動協力事業所応援減税については、個人事業税と法人事業税の減税が措置されています。このうち、法人事業税については「資本金又は出資金が3,000万円以下の中小法人」に限定され、減税額が「税額の2分の1(10万円限度)」とされています。<u>中小法人という限定を無くすことが可能かどうか、減税額を増やすことが可能かどうか、今後御検討をいただければと思います。</u> また、事業所に在籍する消防団員の人数により減税額(減税率)を変えることで、事業所としても団員を確保していただけたと考えます。現在の認定要件は「2人以上」とされており、減税額(減税率)は一律です。多くの消防団員が在籍する事業所の方が負担も大きいと予想されますので、<u>減税額(減税率)に消防団員数を反映する要項に変更することは可能かどうか併せて御検討いただければと思います。</u></p> <p>【消防団員確保に係るPRについて】 消防団員が減少している要因は、勤務形態の変化・少子化・入団適齢期の方の考え方(思想)の変化等が挙げられます。 「居住地と勤務地が離れているため、居住地の分団に入っても活動はできない。」「少子化により将来の分団運営が難しい。」という話を聞きます。勤務形態の変化や少子化については、市町村だけでは対処しきれない部分もあります。 また、入団適齢期の方の考え方(思想)については、消防団の活動について小・中学生や高校生に授業で取り扱うなど御検討をいただければと思います。</p>				

信州型事業仕分けの仕分け結果について

総務部行政改革課

平成23年9月3日(土)・4日(日)・5日(月)に実施した信州型事業仕分けの仕分け結果は、次のとおりです。

1 仕分け結果

(1) 総括

(単位:件)

実施日 ・会場	結果 総数	仕分け区分						要改善	現行どおり ・拡充
		行政の関与 不要	抜本的 見直し	役割分担見直し					
				国	市町村	その他			
9月3日(土) <伊那>	21	0	0	0	1	0	13	7	
9月4日(日) <長野>	16	0	0	0	0	0	10	6	
9月5日(月) <長野>	18	0	4	0	0	0	9	5	
合計	55	0	4	0	1	0	32	18	

(※)対象事業は50事業であったが、分割して判定を行った事業もあったため、判定結果の件数は55件となった。

(2) 事業別

別紙のとおり

2 傍聴者数

(単位:人)

9月3日(土)	9月4日(日)	9月5日(月)	3日間合計
85	68	57	210

信州型事業仕分け 仕分け結果表 9月3日(土) 伊那会場

【1班】教育・子育て

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
1-1	国際交流員設置事業	観光部国際課	要改善	0	3	0	2	0	11	0
1-2	高等学校定時制課程教科書購入費補助事業	教育委員会事務局 高校教育課	現行どおり・拡充	0	0	1	0	0	2	13
1-3	夜間定時制高等学校夜食費	教育委員会事務局 保健厚生課	現行どおり・拡充	0	0	1	0	0	2	13
1-4	教職員研修事業(総合教育センター事業)(①研修事業)	教育委員会事務局 教学指導課	要改善	0	3	0	0	0	11	1
	教職員研修事業(総合教育センター事業)(②総合教育センター維持管理事業)	教育委員会事務局 教学指導課	要改善	2	5	0	0	0	7	1
1-5	ながの子育て家庭優待バスポート事業	企画部 企画課	要改善	2	1	0	0	1	7	4
1-6	チャイルドライン支援事業	企画部 次世代サポート課	現行どおり・拡充	0	1	0	0	0	0	14
1-7	こどもの権利支援事業	教育委員会事務局 心の支援室	現行どおり・拡充	0	3	0	0	0	2	10

※「1-4 教職員研修事業(総合教育センター事業)」については、判定を①、②の区分に分けて行った。

【2班】建設

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
2-1	都市公園管理費(松本平広域公園)	建設部 都市計画課	要改善	0	0	0	2	2	10	4
2-2	建設産業技術力向上支援事業(①優良技術者表彰)	建設部 技術管理室	現行どおり・拡充	0	4	1	0	0	6	7
	建設産業技術力向上支援事業(②新技術・新工法活用支援)	建設部 技術管理室	現行どおり・拡充	1	4	2	0	0	3	8
	建設産業技術力向上支援事業(③CALS/EC研修)	建設部 技術管理室	要改善	1	1	0	0	0	8+1	8
2-3	無電柱化推進事業(電線共同溝整備)(公共)	建設部 道路管理課	要改善	0	2	2	0	1	8	5
2-4	信州型エコ住宅・環の住まい整備推進事業	建設部 住宅課	要改善	0	2	0	0	1	14	1
2-5	地域景観育成事業	建設部 建築指導課	役割分担見直し(市町村)	0	1	0	8	1	6	2

※「2-2 建設産業技術力向上支援事業」については、判定を①、②、③の区分に分けて行った。

【3班】行政運営

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
3-1	統合型地理情報システム整備事業	企画部 情報統計課	要改善	1	3	0	2	1	12	1
3-2	消費者相談の充実事業(①相談事業)	企画部 消費生活室	要改善	0	1	1	4	0	9	5
	消費者相談の充実事業(②基金活用による市町村支援事業)	企画部 消費生活室	要改善	0	3	0	3	0	8	6
3-3	農地法転用許可	農政部 農業政策課	現行どおり・拡充	0	3	1	4	0	6	6+1
3-4	未利用県有地有効活用事業	総務部 管財課	要改善	0	2	0	0	0	14	4
3-5	職員宿舎管理事業(教職員住宅管理建設事業、警察職員住宅等建設事業)	総務部職員課(教育委員会事務局保健厚生課、警察本部会計課)	要改善	1	8	0	0	0	10	1

※「3-2 消費者相談の充実事業」については、判定を①、②の区分に分けて行った。

(※) 県民判定人の多数決の結果が同数となった場合は、コーディネーターが1票を投じて仕分け班としての結果を決定(例:2+1)

信州型事業仕分け 仕分け結果表 9月4日(日) 長野会場

【4班】 商工労働・観光

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
4-1	信州観光宣伝事業	観光部 観光振興課	要改善	1	3	0	0	0	13	3
4-2	コンビニ内長野県アンテナショップ開設・運営事業	商工労働部 経営支援課	要改善	5	3	0	0	0	11	1
4-3	東京観光情報センター運営費	観光部 観光企画課	要改善	0	3	0	0	0	15	2
4-4	信州発”食と味覚フェア”開催事業	商工労働部 経営支援課	要改善	0	1	0	1	0	13	5
4-5	産業人材育成事業	商工労働部 人材育成課	要改善	1	1	2	0	0	10	6
4-6	労働相談事業	商工労働部 労働雇用課	要改善	1	1	4	0	0	8	6

【5班】 農業・林業

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
5-1	農業大学校運営事業	農政部 農業技術課	要改善	0	1	0	0	1	15	4
5-2	新規就農里親支援事業	農政部 農村振興課	現行どおり・拡充	1	0	0	0	0	3	17
5-3	りんごフェザー苗供給体制構築事業	農政部 園芸畜産課	現行どおり・拡充	0	2	0	0	0	7	12
5-4	緑化推進事業(県植樹祭)	林務部 森林づくり推進課	要改善	2	2	0	6	1	7+1	3
5-5	新しい林業経営者育成事業	林務部 信州の木振興課	現行どおり・拡充	1	2	0	0	0	6	12

【6班】 防災・その他

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
6-1	総合防災訓練事業	危機管理部 危機管理防災課	現行どおり・拡充	0	0	0	4	0	7	12
6-2	競技力向上事業	教育委員会事務局 スポーツ課	要改善	0	0	0	0	0	14	9
6-3	消防団充実強化支援事業	危機管理部 消防課	現行どおり・拡充	0	0	0	1	0	8	14
6-4	山岳遭難救助活動経費	警察本部 地域課	現行どおり・拡充	1	0	0	0	0	7	14
6-5	山岳遭難防止対策協会負担金	観光部観光企画課、教育委員会事務局スポーツ課、警察本部地域課	要改善	0	2	0	1	1	12	6

(※) 県民判定人の多数決の結果が同数となった場合は、コーディネーターが1票を投じて仕分け班としての結果を決定
(例:2+1)

信州型事業仕分け 仕分け結果表 9月5日(月) 長野会場

【7班】環境

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
7-1	資源循環システム構築事業	環境部 廃棄物対策課	要改善	0	1	1	1	0	20	1
7-2	自然観察インストラクター派遣事業	環境部 自然保護課	抜本的見直し	5	10	0	1	0	3	5
7-3	信州環境フェア負担金	環境部 環境政策課	要改善	1	0	0	1	0	16	6
7-4	河川・湖沼・地下水水質保全対策推進事業	環境部 水大気環境課	要改善	0	0	0	0	0	21	3
7-5	森のエネルギー推進事業	林務部 県産材利用推進室	現行どおり・拡充	0	2	2	1	0	7	12

【8班】健康福祉

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
8-1	医師研究資金貸与事業	健康福祉部 医師確保対策室	要改善	1	3	2	0	0	12	3
8-2	女性の健康ライフ支援事業 (①女性生き生き健康相談)	健康福祉部 子ども・家庭課	現行どおり・拡充	1	7	0	2	0	4	7+1
	女性の健康ライフ支援事業 (②不妊専門相談センター)	健康福祉部 子ども・家庭課	要改善	0	5	1	1	0	9	5
8-3	障害者ITサポートセンター運営事業	健康福祉部 障害者支援課	要改善	0	0	0	3	0	13	5
8-4	食品衛生対策事業	健康福祉部 食品・生活衛生課	要改善	0	0	1	0	0	13	7
8-5	通所施設緊急宿泊支援事業	健康福祉部 介護支援室	現行どおり・拡充	0	4	3	0	1	6	7

※「8-2 女性の健康ライフ支援事業」については、判定を①、②の区分に分けて行った。

【9班】暮らし・人権

事業番号	事業名	担当部課名	仕分け結果	仕分け区分						
				行政の関与不要	抜本的見直し	役割分担見直し			要改善	現行どおり・拡充
						国	市町村	その他		
9-1	地域生活定着支援事業	健康福祉部 地域福祉課	要改善	0	1	1	0	0	14	5
9-2	シニア大学運営費	健康福祉部 健康長寿課	抜本的見直し	2	10	0	0	0	8	1
9-3	生きがい推進員設置事業	健康福祉部 健康長寿課	抜本的見直し	4	15	0	0	0	2	0
9-4	献血普及啓発事業	健康福祉部 薬事管理課	現行どおり・拡充	0	0	0	1	0	7	13
9-5	県立歴史館事業	教育委員会事務局 文化財・生涯学習課	要改善	0	7	0	0	1	10	3
9-6	人権啓発センター情報発信事業	企画部 人権・男女共同参画課	抜本的見直し	2	14	0	1	0	4	0
9-7	社会人権教育振興事業	教育委員会事務局 心の支援室	現行どおり・拡充	0	1	0	4	0	7	9

(※) 県民判定人の多数決の結果が同数となった場合は、コーディネーターが1票を投じて仕分け班としての結果を決定
(例:2+1)